豊橋市業務委託契約における最低制限価格制度試行要領

（趣旨）

第１条 この要領は、豊橋市が発注する業務委託契約に係る競争入札における最低制限価格制度の試行実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象業務）

第２条 最低制限価格を設ける対象の委託業務は、適正な履行を確保するため必要と認められる場合で、予定価格が１００万円を超える次に掲げるものとする。

（１）庁舎清掃業務又は病院清掃業務

（２）施設警備業務又は会場警備業務（警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第２条第５項に規定する機械警備業務を除く。）

（３）除草又は草刈業務

（４）草地又は樹木管理業務

（５）草花管理業務

（６）給食補助業務

（７）人材派遣業務

（８）受付（庁舎・施設）業務

（９）前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める業務

（最低制限価格）

第３条 最低制限価格は、予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額とする。

２ 最低制限価格は、予定価格決定者が決定するものとする。

（入札参加者への周知）

第４条 この要領により最低制限価格を設定するときは、一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知にその旨を明記し、入札参加者に周知するものとする。

（落札者の決定）

第５条　最低制限価格未満の価格で入札した場合は、当該入札をした者を落札者としないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

（入札後資格確認型一般競争入札の落札候補者）

第６条　前条において、入札後資格確認型一般競争入札にあっては、「落札者」を「落札候補者」と読み替えるものとする。

（再度入札）

第７条 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、入札執行者は、再度入札を行うことができるものとする。この場合、最低制限価格未満の価格で入札をした者については、再度入札に参加させないものとする。

（その他）

第８条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は，平成２３年３月１０日から施行し、平成２３年４月１日以降の入札執行に係る契約から適用する。

附 則

この要領は，平成２８年４月１日以降に公告又は指名通知を行う契約から適用する。

附 則

この要領は，令和７年４月１日から施行する。